

第2節 放 送 等

放送及び当該放送用の録音（以下「放送等」という。）に著作物を利用する場合（著作物をコマーシャル音楽として録音する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 日本放送協会

日本放送協会が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

2 地上波放送を行う放送事業者

地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額とする。

3 衛星放送を行う放送事業者

衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とする。

なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2)の使用料額を下回るときは、下表(2)の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とする。

(1)

区分	使用料率
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)

区分	使用料額
主として音楽番組のチャンネル	5,400,000 円
総合編成のチャンネル	3,600,000 円
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,800,000 円

4 放送大学学園

放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める。

5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

年間の包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額とする。

(1) 放送

全国放送の場合	使用料額
利用時間 5 分まで	64,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	64,000 円

(2) 放送用録音

複製本数 1 本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	6,400 円
利用時間 5 分までを超えるごと	6,400 円

(放送等の備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 1の規定の「放送事業収入」とは、経常事業収入から、契約収納費、受信対策費、調査研究費等、未収受信料欠損償却費並びに著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ③ 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び他の放送事業者の収入を重複して計上したときはその重複計上分に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。
- ④ 3の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料及び有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除して得た額（消費税額を含まないもの）をいう。

- ⑤ 2の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するものとする。
- ⑥ 2の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送するとき（自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除く。）は、当分の間、当該放送に係る使用料は2の規定により算出された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7,200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800 円	3,600 円
第6類	1,500 円	3,000 円

- (ア) 放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議して定める。
- (イ) 同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を減額することができる。
- ⑦ 2の規定が適用される放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用料は、2の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。
- ⑧ 3の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用して算出する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。
- ⑨ 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算出する。
- ⑩ 5の規定を適用する場合で、同時に放送される地域が限定されているときは、放送される地域の受信世帯数を勘案し、表(1)の使用料額を減額することができる。
- ⑪ 5の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とする。
- (ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又は本協会の管理外の場合。
- (イ) 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合。

- ⑫ 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、第 18 節の規定を適用する。